

山口県報

令和元年
11月29日
(金曜日)

目 次

- 規則 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示 土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………二
- 土地改良事業計画変更の認可（農村整備課）……………二
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………三
- 公告 ふぐ処理師試験の実施（生活衛生課）……………四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………五
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………八
- 公安委規則 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………八
- 公安委規程 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………九



建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 その他参考となる事項を記載した書類

第五条中「戸籍の謄本又は抄本」を「住民票の写し」に改める。

第九条第二項中「失踪」を「失踪」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二第三号の規定による届出をしようとするときは、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて知事に提出しなければならない。

第二十一条第一号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第二十二条中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別記第一号様式中

後見開始若しくは保佐開始の審判又は準禁治産の宣告を受けていますか。	/ いる。 2 いない。
禁錮以上の刑に処せられたことがあり、その罪及び刑(刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日)	/ ある。 2 ない。() () 年 月 日

禁錮以上の刑に処せられたことがあり、その罪及び刑(刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日)	/ ある。 2 ない。() () 年 月 日
--	--------------------------------

建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあり、また、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこと(業務の停止の処分を受けたときは、その期間)	/ ある。 2 ない。() () 年 月 日から
--	----------------------------------

建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこと(業務の停止の処分を受けたときは、その期間)	/ ある。 2 ない。() () 年 月 日から
精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう状態ですか。	/ はい。 2 いいえ。

戸籍照合を住民票照合に改め、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類
住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り、)
別記第四号様式の添付書類を次のように改める。
添付書類
住民票の写し
附 則
この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

を

に

を

に



山口県告示第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 政

土地改良区の名称
田布施土地改良区

認可年月日
令和元、一一、一九

山口県告示第二百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年十一月二十九日

土地改良区の名称	施行地区	山口県知事	村岡 嗣 政
田布施土地改良区	南周防地区	事業の種類	認可年月日
		土地改良施設の管理	令和元、一一、一九

山口県告示第二百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

山口市

二 事業の種類

徳地地域複合型拠点施設整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

山口市徳地堀字木舟及び字森ノ脇地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十條第一号関係

徳地地域複合型拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三條第十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十條第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十條第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、山口市の事務を円滑に処理するための庁舎、市民活動、自治会の活動等による地域づくり及び生涯学習を展開するための施設、健康相談、保健指導、健康診査等を行うための施設並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設並びに学術及び文化に関する事

業を行うための施設を一体的に整備することにより、地域住民の利便性の向上、福祉の増進、安全の確保及び生活文化の振興が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十條第四号関係

ア 本件事業は、山口市の事務を円滑に処理するための庁舎、市民活動、自治会の活動等による地域づくり及び生涯学習を展開するための施設、健康相談、保健指導、健康診査等を行うための施設並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設並びに学術及び文化に関する事業を行うための施設を一体的に整備することにより、地域住民の利便性の向上、福祉の増進、安全の確保及び生活文化の振興を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市地域生活部協働推進課

山口県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の五第一項の規定により、綾羅木県宮住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 綾羅木県営住宅新築工事
 (一) 工事場所 下関市綾羅木新町二丁目一番地一
 (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上四階建	構 造	延 べ 面 積	戸 数
		一、八七二平方メートル	二八戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和元年十一月二十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年十二月十七日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年一月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一八七〇）にすること。



(二七七) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和二年二月十二日（水曜日）午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和二年三月十一日（水曜日）午前九時から

2 場所

山口市秋穂二島一〇六一
やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格
学科試験にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間
令和二年一月六日（月曜日）から同月二十二日（水曜日）まで（郵送の場合は、一月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。）
四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所（以下「事業所」という。）がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―））

五 提出書類等
（一） 受験願書
（二） 写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
（三） 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）
（四） ふぐ処理業務従事証明書
（五） ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、（三）及び（四）に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
六 受験手数料
一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

（一） 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
（二） 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
八 その他

（一） 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。
（二） この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三―九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

（二七八） 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年十一月二十九日から令和二年三月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。
令和元年十一月二十九日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 DCMダイキ下関店
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町三 浅田 俊一
社

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	東京センチュリー株式会社	浅田 俊一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	加栗 章男	平尾 健一
---------------------------	----------------	-------	-------

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社	加栗 章男	平尾 健一		

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ宮田町店
所在地 下関市宮田町一丁目八番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番二一
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
マックスバリュ西日本株式会社	加栗 章男	平尾 健一

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

(二七九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年十一月二十九日から令和二年三月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
令和元年十一月二十九日 山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ南岩国店
所在地 岩国市尾津町一丁目一六番五号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	加栗 章男	平尾 健一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃
---------------------------	----------------	---	---

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 安堂畜産株式会社
住所 岩国市周東町上久原二九八の一
代表者の氏名 安堂 卓也

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ジュンテンドー	変更前 飯塚 道正	変更後 飯塚 正
--------------------------------------	--	--------------	-------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成十七年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 安堂畜産株式会社
住所 岩国市周東町上久原二九八の一
代表者の氏名 安堂 卓也

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社	変更前 加栗 章男	変更後 平尾 健一
--------------------------------------	---	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ玖珂店
所在地 岩国市玖珂町五一四九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目三番五二号
代表者の氏名 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社	変更前 加栗 章男	変更後 平尾 健一
---------------------------------	--	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ岩国店
所在地 岩国市三笠町三丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	加 栗 章 男	平 尾 健 一
マックスバリュ西日本株式会 社	〃	〃

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

(一八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年七月九日山口県公告(五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
当該意見は、令和元年十一月二十九日から令和二年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。
令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ長府店
所在地 下関市王司本町三丁目二番一七号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ川棚店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三六一の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一八一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年七月九日山口県公告(五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
当該意見は、令和元年十一月二十九日から令和二年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
令和元年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十一月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中「第二十一條第一項」を「第二十一條第二項」に改め、同条第五項中「若しくは特例更新申請書」を「特例更新申請書若しくは運転免許証再交付申請書」に改め、「とき（）」の下に「運転免許証更新申請書及び特例更新申請書にあつては、」を、「特例更新申請書」の下に「運転免許証再交付申請書」を加え、「若しくは運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付申請書若しくは運転経歴証明書再交付申請書」に改める。

別記第五号様式の七の添付書類③の(1)を次のように改める。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

別記第五号様式の七の添付書類③中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

別記第五号様式の十一の添付書類2中「二」を「ハ」に改める。

別記第十四号様式の二中「第104条の4第5項」を「第104条の4第5項（第105条第2項において準用する同法第104条の4第5項）」に改める。

別記第十四号様式の四中

電話番号	を
電話番号	に
再交付を申請する理由	

改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、別記第五号様式の七及び別記第五号様式の十一の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

令和元年十一月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の表第百四条の四第五項の項中「第104条の4第5項」を「第104条の4第5項（第105条第2項）」に改め、同表第百四条の四第六項の項中「第104条の4第6項」を「第104条の4第6項（第105条第2項）」に改める。

別表第二の三十一の表第百四条の四第五項の項中「第104条の4第5項」を「第104条の4第5項（第105条第2項）」に改め、同表第百四条の四第六項の項中「第104条の4第6項」を「第104条の4第6項（第105条第2項）」に改める。

この規程は、令和元年十二月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁